

木造住宅耐震改修工事費補助制度

- 補助対象** 次の条件のいずれにも該当する木造住宅
- ①町民自ら町内に所有し居住する住宅
※枠組み壁工法やプレハブ工法のものを除く
 - ②昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた一戸建て住宅、2世代住宅または店舗併用住宅
 - ③2階建て以下の住宅
 - ④耐震診断の結果、総合評点1.0未満であるもの
※町耐震診断補助制度を利用しなくても、上記①～③を満たす住宅において、耐震診断の補助対象と同等の診断を実施し、④と同じ診断結果が得られていることが書面で確認できれば補助の対象となります。

補助金額 耐震改修工事に要した経費の2分の1の額（上限50万円）

※昨年度から新たに開始された補助制度です。ぜひ、ご利用ください。

事前相談や問い合わせなど、制度の活用をお考えの方はまちづくり課までご連絡ください。

なお、年度内の申請受け付けについては11月末までとなり、それ以降の申請については次年での補助となります。

【問合せ】 まちづくり課 都市計画係 ☎(84)1332